

柏原駅東地区まちづくり基本構想策定業務プロポーザル実施要領

本実施要綱は、柏原市（以下「本市」という。）の柏原駅東地区まちづくり基本構想策定業務の事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

1 目的

本業務は、柏原駅東地区を市の玄関口にふさわしい活気ある市街地とし、また駅前という立地を活かした「柏原駅東地区のまちづくり基本構想」の策定を目的とします。

柏原駅東地区は、すでに一定の商業や文化的な機能を有し、市の中心地としての役割を担っていますが、近年その活力が低下し、駅前の立地条件を十分に発揮できていない状況であり、交通網においても課題があります。

これらの課題を解決するため、3D都市モデルを整備・活用し、柏原駅東口の駅前拠点を含む道路網の検討や駅前活性化に向けた調査検討を行うものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 柏原駅東地区まちづくり基本構想策定業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務内容 柏原駅東地区まちづくり基本構想策定業務仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日翌日から令和6年2月28日まで
※本業務は国土交通省都市局の都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金を活用するため、契約日については補助金交付決定後に行うものとする。
- (4) 上限提案価格 12,000,000円（税込み）
ただし、年度ごとの委託料の支払上限額は次のとおりとする。
令和4年度 6,000,000円（税込み）
令和5年度 6,000,000円（税込み）
なお発注者は、予算の都合上その他必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

3 担当部署

- (1) 名称 柏原市 都市デザイン部 都市政策課

- (2) 住所 〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
- (3) 電話番号 072-972-1597
- (4) FAX 072-972-1541
- (5) E-mail toshiseisaku@city.kashiwara.osaka.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全てを満たしているものとする。

- (1) 本市の令和3・4年度入札参加有資格者名簿（測量・設計コンサルタント等業務）に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本公告の日から候補者特定の日までの間、柏原市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成31年3月29日制定）に基づく指名停止業者又は指名回避業者ではないこと。
- (4) 柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く）又は破産法（平成16年法律第54号）に基づく破産手続開始の申立てをしているものではないこと。
- (6) ISO9001 又は JISQ9001（QMS：品質マネジメントシステム）の認証を有していること。
- (7) ISO27001 又は JISQ27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）及び JISQ15001（プライバシーマーク：個人情報マネジメントシステム）の認証を有していること。
- (8) 過去10年間（平成24年度～令和3年度）において、国又は地方公共団体における下記業務の履行実績を有していること。なお、業務名に関係なく、本業務の仕様書に示す業務内容を含むと認められるものは実績として認める。
 - ・まちづくり基本構想策定に関する業務
 - ・3D都市モデル作成に関する業務
- (9) 本業務の期間中、管理技術者として、下記の（ア）および（イ）の資格を有する者を配置すること。
 - ア 空間情報総括監理技術者
 - イ 技術士（建設部門－都市及び地方計画）または技術士（総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画））もしくは RCCM（都市計画及び地方計画）
- (10) 本業務の期間中、照査技術者として、下記の有資格者を配置すること。

ア 空間情報総括監理技術者

また、各技術者（管理・照査）は兼任できないこととし、参加表明書の提出日を基準に3カ月以上の雇用関係にあるものとする。

5 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、次により参加申込書等を提出すること。

なお、期限までに参加申込書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、本市ホームページからダウンロードが可能。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要（様式2）
- ウ 参加資格確認書（様式3）
- エ 配置予定技術者調書（様式4）
- オ 実施体制表（様式5）

(2) 参加申込書受付期間

令和4年7月20日（水）から令和4年8月4日（木）17時まで

(3) 提出方法

持参とする。

(4) 提出先

前記3の担当部署

(5) 提出部数

- ア 正本1部（代表者押印のもの）
- イ 副本1部（正本の写し）

※提出書類のア～オの順序で製本し、A4フラットファイルに綴じて提出すること。

(6) 参加資格審査

令和4年8月9日（火）に参加申込書に記載されたメールアドレスに結果を通知する。

6 実施スケジュール

項目		日程
1	公募開始	令和4年7月20日（水）
2	質問受付開始	令和4年7月20日（水）

3	質問受付締切	令和4年7月27日(水)
4	質問回答	令和4年8月2日(火)
5	参加申込書 提出受付締切	令和4年8月4日(木)
6	参加資格審査の結果通知	令和4年8月9日(火)
7	企画提案書の受付開始	令和4年8月10日(水)
8	企画提案書の受付締切	令和4年8月24日(水)
9	プレゼンテーション審査	令和4年8月31日(水)
10	審査結果通知	令和4年9月6日(火)
11	契約締結	令和4年10月上旬頃(交付決定後)

7 質問及び回答

(1) 質問内容

本プロポーザルに関する質問は、参加申込、企画提案（業務実施に係る質問を含む。）に関する事項に限るものとし、評価及び審査、提案内容に関する質問は受けけない。

(2) 質問受付終了

令和4年7月27日(水) 17時まで

(3) 質問方法

質問書（様式6）を使用して、電子メールで質問すること。

※電子メール以外の質問は受け付けない。

※電子メールの標題は、以下のとおりとすること。

参加申込に関する質問：（業務名）参加申込に関する質問

企画提案に関する質問：（業務名）企画提案に関する質問

※電子メールには、会社名、担当者氏名及び連絡先を明記すること。

(4) 質問先

前記3の担当部署

※送信後、必ず電話による着信確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答は本市ウェブサイトにも順次公開し、令和4年8月2日(火)17時を最終の更新とする。

※提案者毎への回答は行わない。

※会社名、担当者氏名及び連絡先等は公開しない。

※回答は、本実施要領及び業務仕様書の追加事項又は修正事項とみなす。

8 企画提案

本プロポーザルの参加資格が認められ、提案を行おうとする者（以下「提案者」という。）は、次により企画提案の書類を提出すること。

（1）企画提案

ア 提案書表紙（様式7）

※代表者印の押印を忘れないこと。

イ 提案書（任意様式）

（ア）仕様書の目的、業務内容を踏まえ、次のA～Dの事項について具体的な手法や業務の進め方等を記載すること。

A 実施方針・実施体制

B 業務工程表

C まちづくり基本構想策定

D 3D都市モデル作成

（イ）見積書（様式8）

※見積書は消費税及び地方消費税を含む価格とすること。

※積算根拠となる内訳書、単価表等は任意様式とする。

（2）作成上の留意点

①A4フラットファイルで提出すること。

②文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。

③文字を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。

④提案書等の印刷の色は任意とする。

⑤提案書の枚数はA4で片面10枚までとする。

⑥事業者と特定できるような表現や企業名は用いないこと。ただし、正本については企業名等の表記を行うこと。

⑦使用する言語は日本語とする。

（3）提出期間

令和4年8月10日（水）から令和4年8月24日（水）17時まで

（4）提出方法

持参とする。

（5）提出先

前記3の担当部署

（6）提出部数

- ア 正本1部（代表者の押印のもの）
- イ 副本8部（正本の写し）
- ウ CD-R1枚（正本をPDF形式で保存したもの）

9 辞退届の提出

本プロポーザルの参加を辞退する者は、速やかに電話連絡の上、辞退届（様式9）を前記3の担当部署へ直接持参し、提出すること。

10 提案書の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

柏原駅東地区まちづくり基本構想策定業務プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において審査を行う。提案書とプレゼンテーション等の内容を審査した結果、総合得点が最も高いものを候補者として決定する。

ただし、審査の評価点の合計が、満点の5割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

※最高点の者が2者以上となった場合は、評価基準表の「まちづくり基本構想」及び「3D都市モデル」の合計点が最も高い提案を行ったものを候補者とする。なお、この場合において、「まちづくり基本構想」及び「3D都市モデル」の合計点が同点であるときは、選定委員会に諮って優先交渉事業者を選定する。

(2) 1者提案

提案者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

ただし、前項(1)のとおり、審査の評価点の満点の5割に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) プレゼンテーション審査（二次審査）

全提案者に対し、提案内容のプレゼンテーション審査を実施し、提案書とプレゼンテーションの内容を合わせて審査を行う。

ア 実施日時等

実施日は令和4年8月31日（水）とする。

※実施時間等の詳細については、別途通知する。

イ プレゼンテーション方法

一提案者のプレゼンテーションの持ち時間は、提案20分、質疑応答10分、計30分とする。提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。

また、提出した提案書の範囲内で様式の異なる資料を配付することは認めるが、新たな資料の配付は認めない。

映像等のモニター出力によるプレゼンテーションを可とし、HDMI 端子を有したモニターは本市が用意する。パソコンその他の機器は提案者が用意すること。

なお、出席者数は予定の管理技術者を含む 5 名までとする。

(4) 審査結果の通知

令和 4 年 9 月 6 日（火）に二次審査を実施した全提案者に対し、参加表明書に記載された電子メールアドレスに結果を通知する。併せて、普通郵便で書面による通知を行う。

1 1 評価基準

別紙評価基準表を参照

1 2 その他の留意事項

- (1) 提案者からの提案は 1 案とする。
- (2) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加表明者又は提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。ただし、提出書類はこのプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加を無効とする。
 - ア 前記 4 の参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 本市財務規則を含む関係法令等に違反した場合
 - ウ 提出書類が提出期限までに提出されなかった場合
 - エ 必要な提出書類が揃っていない場合
 - オ 必要事項の未記入及び押印漏れがある場合
 - カ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - キ 見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が委託料上限額を超える場合
 - ク 見積書と内訳書が一致しないなど、提出書類の記載事項に重大な不足や不備がある場合
 - ケ その他、本実施要領の記載事項を遵守しない場合
- (6) 本プロポーザルは、本業務の契約の相手方となる候補者を選定するものである。
- (7) 本プロポーザルの仕様書は、企画、提案能力のある事業者を選定するため、詳細な仕様は、本業務の契約締結後に本市と事業者が協議を行った上で定めるものとする。
- (8) 審査に対する異議申立てはできないものとする。